

## 規則等の案の概要

### 1 規則等の案の題名

静岡市建設工事執行規則の一部改正について（案）

### 2 規則等を定める根拠となる法令の条項

規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

### 3 改正の趣旨

全庁で取組むDX推進の一環として、建設工事における手続きの電子化に対応するため、規則の一部を改正する必要がある。

### 4 規則等の案の内容（改正の内容）

- ・建設工事における手続きの電子化に対応するため、書面で提出することに代え、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）も可能とする（第10条関係）。
- ・契約保証及び前払保証については、「保証書等を市長に提出」又は「保険証券を市長に寄託」しなければならないとしているが、これに代え電磁的方法の利用を可能とする（第12条、47条、48条関係）。
- ・現在、静岡市建設工事執行規則（以下、執行規則という。）では「工程表」の作成・提出を「契約締結の日から14日以内」としているが、受注者に過度な負担を強いることがないよう、静岡市建設工事共通仕様書に定める施工計画書の提出時期と合わせ「契約締結の日から30日以内」とする（第20条関係）。
- ・工事施工中における受発注者間の情報共有を円滑に行うためのシステムが存在するが、各自治体が独自に定める様式はシステムに対応していないものが多く、システム利用の障害となっており、本市も例外ではない。本来、情報共有システムによる電子化を推奨する立場にありながら、受注者は断片的な利用しかできていない状況にある。このことから、国土交通省は全国的に様式を統一することで、課題解決を図る取組を進めており、本市も令和5年度より対象となる28様式のうち23様式を標準様式に統一した。残り5様式は執行規則で定めており、断片的なシステム利用を解消するために、この5様式を国土交通省の標準様式へ改正する。また、執行規則の様式第11号「着手届」は現在使用していないことから様式を廃止する。

「工程表（様式第12号）」、「主任技術者等通知書（様式第14号）」⇒現場代理人等通知書（様式第14号）」、「工期延長請求書（様式第17号）」⇒工期延長届（様式第17号）」、「完成届出書（様式第19号）」⇒完成通知書（様式第19号）」、「修補完了届出書（様式第20号）」⇒修補完了届（様式第20号）」（第20条、第22条、第33条、第44条関係）。

- ・請負代金内訳書について、「市長から請求があった場合」に提出することとしていたが、現在は請負代金内訳書の提出を必須としていることから、請求が無くても自動的に提出する扱いにする（第20条関係）。

### 5 規則等を施行する時期（予定）

令和7年4月1日